

## 新耐震基準 木造住宅耐震診断助成（耐震診断（精密診断））提出書類チェックリスト

### 注意事項！

- 申請年度を過ぎると助成金が交付できません。
- 領収書の宛名が申請者と異なる場合は助成金が交付できません。

### 【はじめに】

- 1 区の承認前に契約行為（仮契約や事前の代金支払い等を含む）を行うと助成できなくなります。
- 2 昭和56年6月1日～平成12年5月31日までに新築工事に着手したものが対象です。
- 3 助成金交付申請は、申請した年度の3月上旬を目安に提出してください。
- 4 申請した年度を過ぎてからの交付申請はできません（助成金が交付できません）。
- 5 工事の契約は必ず申請者が行ってください。領収書の宛名が申請者と異なる場合は助成金が交付できません。

### 【耐震診断（精密診断）の契約前】承認申請

- 1 新耐震基準木造住宅耐震診断助成承認申請書（第1号様式）
- 2 助成対象建築物の所有者・建築時期が確認できる書類の写し（最新のもの）  
次の（1）～（3）のいずれか1つ
  - （1）既存建築物の登記事項証明書の写し（インターネット版は照会番号があるもの）
  - （2）固定資産税・都市計画税納税通知書と課税明細書の写し
  - （3）土地・家屋名寄帳の閲覧による書類の写し
- 3 申請者が次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合、必要な書類
  - （1）【助成対象建築物が共同所有の場合】
    - ①共同所有者が分かる書類の写し（2の書類で共同所有者が分かれば不要）
    - ②同意書（所有者の1人に助成申請及び助成金受領を同意する書類）
  - （2）【助成対象建築物所有者の親族が申請する場合】
    - ①所有者と申請者の関係が分かる書類の写し（戸籍謄本等）
    - ②同意書（所有者が申請者に助成申請及び助成金受領を同意する書類）
  - （3）【助成対象建築物の所有者が死亡していて親族が申請する場合】
    - ①所有者の死亡が分かる書類の写し（除籍謄本等）
    - ②相続人が分かる書類の写し（遺産分割協議書、戸籍謄本、改製原戸籍等）
    - ③同意書（相続人全員が申請者に助成申請及び助成金受領を同意する書類）
- 4 申請者が法人の場合、法人の全部事項証明書の写し（インターネット版は照会番号があるもの）
- 5 一般財団法人日本建築防災協会「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」に基づく「木造住宅の耐震性能チェック」のチェック結果の写し
- 6 耐震診断を行う者が有資格者であることを証するものの写し
- 7 耐震診断を行う者が東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度の建築士の場合、「東京都木造住宅耐震診断事務所登録証」の写し
- 8 耐震診断（精密診断）の見積書（※申請者名義）の写し
- 9 契約～耐震診断（精密診断）～引渡しまでの工程表
- 10 その他区長が必要と認める書類

裏面へ続く

**【耐震診断（精密診断）の契約後】着手届（全ての書類がそろった後、速やかに提出してください）**

- 1 新耐震基準木造住宅耐震診断助成着手届（第7号様式）
- 2 耐震診断（精密診断）の契約書（※申請者名義）の写し
- 3 耐震診断（精密診断）の見積書（※申請者名義）の写し
- 4 契約～耐震診断（精密診断）～引渡しまでの工程表

**【耐震診断（精密診断）の完了後】助成金交付申請**

- 1 新耐震基準木造住宅耐震診断助成金交付申請書（第8号様式）
- 2 耐震診断（精密診断）の領収書（※申請者名義）の写し ※原本も持参
- 3 着手時の契約書と領収書の額が一致しない場合、領収書との差額の内容が分かる見積書や請求書等
- 4 申請者が法人の場合、消費税仕入税額控除確認書
- 5 案内図、配置図、求積図、平面図
- 6 耐震診断（精密診断）完了報告書の写し
- 7 耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と診断された場合、I w値を1.0以上に向上させる補強設計案の計算書及び補強箇所を示した平面図、補強設計案による耐震改修工事の概算見積書
- 8 撮影日入り（手書き可）の助成対象建築物の写真（外観・内観各2枚程度）
- 9 新耐震基準木造住宅耐震診断助成金請求書（第11号様式） ※日付と金額は提出時に確認してください。
- 10 その他区長が必要と認める書類